

【指導・教育 関係】

担当 山下 入倉 輿石 飯島  
電話 055-262-4422

### 経営委員会が開催されました

経営委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年6月28日（水） 16:00～18:30  
◇場 所 振興会 会議室  
◇出席者 根津委員長 田口副委員長  
新海委員 窪田委員 鈴木委員 田村委員  
三浦委員 大村委員 須田委員

◇会議事項

1. 経営委員会取組事項推進計画について
2. 「子ども110番のお店」今後の進め方について
3. 法令遵守と経営研修会の開催について
4. その他

### 街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

当日ご協力頂いた甲府南支部・甲府西支部の皆様、ありがとうございました。

	日 時	実施場所	参加者	摘 要
高 速 警 察 隊	6月13日（火） 13:30 ～16:00	中巨摩郡昭和町 中央高速昭和 I C出口付近	運輸支局 6名 振興会 2名 甲府南支部 5名	総点検台数 65台 不良車両数 7台 内整備命令 3台 口頭警告 4台 車検切れ 0台
甲 府 警 察 署	6月19日（月） 13:30 ～16:00	県立美術館 駐車場	運輸支局 5名 振興会 2名 甲府西支部 5名	総点検台数 115台 不良車両数 16台 内整備命令 5台 口頭警告 11台  二輪検査台数 40台 内無保険車 1台 証明書不備 4台 標章不備 1台

### 指定協運営委員会が開催されました

指定協運営委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年6月10日（土） 11:00～

◇場 所 振興会会議室  
◇出席者 萩原会長 水野副会長 羽中田副会長  
根津監事 佐藤監事 雨宮委員  
渡辺委員 相馬委員 南 委員  
大村委員 榎原委員 斎木幹事  
保坂幹事

協議事項

- 1) 全体会議提出議案について
- 2) 企画委員会報告について  
　　経営・組織研究部会　　ビジョン研究部会　　ＩＴ研究部会
- 2) その他

**指定整備事業協議会全体会議が開催されました**

平成18年標記全体会議が下記のとおり開催され、議事については協議の結果、原案どおり承認されました。

記

◇日 時 平成18年6月24日（土） 14:00～16:00

◇場 所 振興会大講堂

◇出席者 70名

◇議 事

- 1) 平成17年度事業報告承認について
- 2) 平成17年度決算報告承認について
- 3) 平成18年度事業計画（案）の承認について
- 4) 平成18年度収支予算（案）の承認について
- 5) その他

◇その他 指定協議会組織「部会案」等の協議については原案の細部の説明、規約改正案を示し、地区協議を経て、全体会議に図ることとなりました。

**AMS山梨青年部解散総会が開催されました**

現行のAMS山梨青年部解散総会が開催され、議案は原案どおり承認されました。

1. 日 時 平成17年6月8日（木） 17:45～
2. 場 所 ウエルシティ甲府
3. 出席者 正副理事長、各支部長、青年中央会会長
4. 議 事  
　　第1号議案 平成17年度事業報告、収支決算承認の件  
　　第2号議案 その他



### 「放置違反金滞納車情報照会システム」のご案内

- (1) 平成 18 年 6 月より改正道路交通法が施行され、車検拒否制度の運用が開始されました。振興会の会員整備事業者が点検・整備を行い、当該自動車の継続検査等の受検手続きを代行する場合、車検拒否の対象か否かは重要かつ不可欠な情報であり、ユーザーとのトラブルを回避するためにも事前に確認する仕組みが求められていました。
- (2) 今般、インターネットでの簡易照会の仕組み（放置違反金滞納車情報照会システム）が用意され、振興会が利用者（整備事業者）の窓口となることとなりました。
- (3) 本システムは、各整備事業者の方が手持ちのパソコンを利用して、インターネットにより照会しようとする自動車のナンバー情報により照合し、その結果を回答するものです。
- (4) 照会は、整備事業者の方の ID・パスワードと照会しようとする自動車のナンバー情報を入力・送信することにより簡単にできますが、本システムを利用するためには事前に利用申請を行う必要があります。
- (5) 利用申請時期等の主なスケジュール予定は以下のとおりです。

7/12（月） 12 時	運用開始前の利用申請開始（第二次集中受付）
7/7（水） 予定	第一次受付者承認予定日です。照会システムの「利用申請承認状況」にて各自でご確認下さい。

7/31 (月) 予定	第二次受付者承認予定日です。照会システムの「利用申請承認状況」にて各自でご確認下さい。
8/1 (火)	システム稼動開始

システムの利用申請は  
日整連ホームページ<http://www.jaspa.or.jp/>から



をクリックし、**放置違反金滞納車情報  
照会システム** をクリックして利用申請して下さい。

インターネットで利用申請後、早急に振興会へ認証書をFAXして下さい。

## 【放置違反金滞納車に対する車検拒否制度】

### 山梨県警察車検拒否関係事務担当窓口

	所属	担当係	電話	FAX
1	警察本部交通指導課	放置駐車対策係	055-235-2121内線711-639	055-224-3324
2	甲府警察署	交通課指導取締係	055-232-0110内線426	
3	南甲府警察署	同上	055-243-0110内線422	
4	南アルプス警察署	交通第2係	055-282-0110内線423	
5	韮崎警察署	交通第2係	0551-22-0110内線415	
6	長坂警察署	交通係	0551-32-3111内線415	
7	鰍沢警察署	交通係	0556-22-0110内線413	
8	南部警察署	交通係	0556-64-3301内線415	
9	市川警察署	交通係	055-272-0110内線413	※
10	笛吹警察署	交通第2係	055-262-0110内線425	
11	日下部警察署	交通係	0553-22-0110内線413	
12	塩山警察署	交通係	0553-32-0110内線413	
13	都留警察署	交通係	0554-45-0110内線413	
14	富士吉田警察署	指導取締係	0555-22-0110内線424	
15	大月警察署	交通係	0554-22-0110内線413	
16	上野原警察署	交通係	0554-63-0110内線413	

※ 各警察署担当窓口に照会書等をFAX送信する場合は、事前に担当係に電話をかけて  
FAXの送信要領の教示を受けてください。

### オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5, 250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3, 150	(消費税含む)
地図	¥ 5, 250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1, 000	(消費税含む)

次の 6 パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5, 250
B 基本+写真 (1)	¥ 8, 400
C 基本+地図	¥ 10, 500
D 基本+写真 (2)	¥ 11, 550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13, 650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16, 800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1, 000

(各タイプに対応できるオプションです)

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。

◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。

◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。

◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。

◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

\* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 23, 500 件以上のアクセス件数があります。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課、山下・奥石 (TEL055-262-4422) へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

## 教育委員会が開催されました

教育委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年6月28日（水） 16:00～18:00

◇場 所 振興会 会議室

◇出席者 羽田委員長 清水副委員長

久保田委員 山田委員 保坂委員 坂本委員

米山委員 別符委員

### ◇会議事項

1. 山梨県自動車整備競技大会の開催計画について
2. 教育委員会取り組み事項推進計画について
3. その他

## 自動車検査員研修会が実施されます

標記研修会が、次のとおり開催されます。

該当者は必ず受講されますようお願いします。

1. 研修会場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

2. 研修費用 3,500円(資料代含む)

3. 対象者 原則として、自動車検査員として選任されている者及び自動車検査員の有資格者とする。

4. 日 時

研修日	受付時間	研修時間	教習修了番号
7月25日（火）			1～31000号
7月27日（木）			31001～46000号
8月 1日（火）	13:00～13:30	13:30～17:00	46001～56000号
8月 3日（木）			56001号以降の者

## 平成18年度第1回自動車整備士技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申込下さい。

なお、登録試験申請書は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 2級ガソリン自動車 2級ジーゼル自動車  
3級自動車ガソリン・エンジン 3級自動車シャシ  
3級自動車ジーゼル・エンジン 自動車車体  
2級二輪

2. 申込期間 平成18年8月7日（月）～8月11日（金）

3. 試験日 平成18年10月1日（日）

4. 試験会場 振興会研修センター

5. 受験資格 2級受験者は3級合格後3年以上の整備作業実務経験者  
1種養成施設の二級課程修了（卒業）者

3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

1種養成施設の三級課程修了（卒業）者

注）実務経験の短縮

2級 大学機械科卒業者 1. 5年

高校機械科卒業者 2. 0年

3級 大学・高校機械科卒業者 0. 5年

#### 6. 申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口にあります）

②受験手数料2,400円（用紙代等を含む）

③2級受験者は3級の合格証

④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき2枚（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

### 登録試験対応講座のお知らせ

自動車整備士養成施設の修了者で、平成18年10月1日（日）に実施される登録学科試験を受験しようとする者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので受講をおすすめ致します。

1. 実施種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

2. 講習日時

第1日 9月 2日（土） 9:10～16:00

第2日 9月 5日（火） 9:10～16:00

第3日 9月 12日（火） 9:10～16:00

3. 講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに出題の傾向と対策を徹底研究学習する。

4. 使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施された検定・登録試験問題。

なお、ガソリンエンジン篇、シャシ篇、法令教材等のテキストは各自持参して下さい。

5. 受講料 15,000円（資料代含む）

6. 受付期間 8月7日（月）～8月25日（金）

申込書は教育課窓口に用意しますので、受講料を添えてお申し込み下さい。

### 山梨県からのお知らせ

### 平成18年度職業訓練指導員試験が実施されます

職業能力開発促進法の指定に基づく職業訓練指導員の資格を得るために行うもので、当試験の合格者には申請により「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

（この試験は、山梨県職業訓練指導員の採用試験ではありません）

1. 免許職種 自動車整備科
2. 試験日 平成18年9月1日（金）9:00～14:50
3. 試験会場 山梨県立産業技術短期大学
4. 受付期間 平成18年7月3日（月）～平成18年7月18日（火）
5. 提出先 山梨県立産業技術短期大学 民間研修課  
(甲州市塩山上於曾1308) TEL0553-32-5202
6. 受験資格 自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級3輪自動車整備士又は2級2輪自動車整備士の技能検定合格証書を有する方
7. 受験手数料 学科試験 3,100円

～試験についての問い合わせ～  
山梨県産業技術短期大学校  
民間研修課  
0553-32-5202

8. 検定試験免除 自動車整備士技能検定規則第6条の6により、当試験の合格者は自動車整備士技能検定試験の学科試験（保安基準その他の自動車の整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験が免除されます。